

対象者はご確認を

個人町・県民税を定額減税



令和6年度税制改正が行われたことを受け、町でも、町・県民税の定額減税を行いました。定額減税の詳しい内容は、納税通知書などに記載してまいりますので、ご確認ください。

▽対象者 令和6年度の個人

町・県民税に関する合計所得金額が1805万円以下の個人町・県民税所得割の納税義務者

※個人町・県民税が非課税または均等割、森林環境税のみ課税の人は対象外です。

▽減税額 納税者本人や控除

対象配偶者、扶養親族1人につき1万円

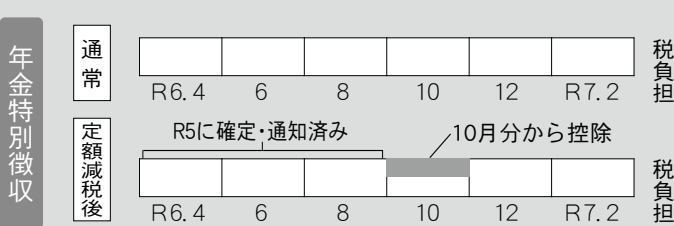
▽定額減税の内容

▽特別徴収(給与天引き)の人：令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月から令和7年5月までの11カ月に分けて徴収します

▽普通徴収の人：第1期分の納付額から控除し、控除しきれない場合は、第2期以降の税額から控除します

▽特別徴収(年金天引き)の人：令和6年10月分の年金徴収税額から減税額を控除し、残った税額を徴収します。控除しきれない場合は、12月以降の税額から控除します

◆定額減税の内容(徴収方法)



※詳しい内容は、下記QRコードから確認してください。

◆問い合わせ 町税務課町民係(内線111、112) へどうぞ。



低所得世帯へ臨時給付金を支給します

町では、令和6年度の住民税所得割が非課税となった世帯を対象に「物価高騰対応臨時給付金」を支給します。また、給付金受給世帯で18歳以下の児童を養育している場合は、加算分の給付金を支給します。対象世帯は申請要件などを確認し、忘れずに申請してください。

▷支給額 1世帯当たり10万円の給付で、18歳以下の児童1人当たり5万円を加算

▷対象者 6月3日時点で本町に住民登録があり、世帯全員の住民税所得割(令和6年度分)が非課税である。

※令和5年度に本給付金の支給対象になった世帯は対象外です。

▷申請方法

- ▶「支給のお知らせ」が届いた人…申請不要ですが、支給を辞退される場合は、ご連絡ください
- ▶「確認書」が届いた人…振込口座などの必要事項を記入し、持参や郵送で提出してください
- ▶「申請書」が届いた人…支給要件に該当する場合は、申請する必要があります。申請書に必要事項を記入し、持参や郵送で提出してください

▷申請期限 10月31日

◆申請先・問い合わせ 町長寿福祉課福祉チーム(内線148)へどうぞ。